

地方税法施行令の一部を改正する政令

参照条文

目
次

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（抄）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

附 則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の二の七 道府県は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第一百四十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第一百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 五 略

2 5 略

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第一百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7 及び 8 略